戸籍証明書等交付請求書(郵送用)

(池田市長宛て)

1	【諸	青	找	者】													
	1	住	所														
				(ふりが	な)						明・大・昭・平・令			昼間の連絡先			
		氏	名							年月			自宅()			_	
												十 万	日生	携帯	()	_
						t? □本人	. 🗆	配偶者	皆 口子	- □孫		父母 □祖父母	母 □その	他()
2	②【必要な戸籍等の表示】																
	7	本籍地 池田			Ħ												
	4	(戸籍の) 筆頭者				初に記載されている方で、お亡くなりになっていても							B変わりません。) (わかる場合は記入してください) 明・大・昭・平・令 年 月 日生				
				の届出	いつ	(4	F	月	日)	どこに		てください。)) 市) 万区町村	何の届	()	届を提出
3	【业	要	な証明	明書】	通数な	ど必要事項を	を記入	して	ください	, ,							- Met dad
						謄本 · (全部事				本·一部 .事項証明		抄本・一部(作 合は、必要	個人事項証 受な方の氏名				手数料 (1通あた り)
	1			戸籍				通			通	必要な方の. (明・大・昭		年	月) 日生)	450円
	2			除籍		通					通	必要な方の. (明・大・昭		年	月) 日生)	750円
	3				Ě	通					通	必要な方の. (明・大・昭		年	月) 日生)	750円
	4				通 □本籍と筆頭者の表示				通 ・ 必要な方の氏名 (明・大・昭・ [∑] 示が必要				年	月) 日生)	300円	
	5		改製』	原戸籍の	附票			通			通	(の住所が必要) から	5 () まで	300円
	6			以身証明書 求は本人の							通	必要な方の. (明・大・昭		年	月) 日生)	300円
		h // =====			-	□禁治産・準禁治産の宣告、後見登記の通知を受けていないことの証明					通必要な方の氏名(`	300円
	7	;	※本人	イ分証明書 以外の請求 任状が必要	対には	□破産宣告の通知を受けて いないことの証明			をけて		通			,	日生)	300円	
						□上記の両方の証明					通						600円
	8	*	福出	理証明書 人以外の請 任状が必要	求には	□出生□□その他		□离	推婚		通	届出日 対象者 (手) (月	日)	- 350円
	9	(その	他の証明]書)		通一	(必要な	:方の氏名) 届	届出日) (明・ 生)	大・昭・平	年 ^乙 •令	年	月日	-
4	【記	E明i	書の(吏用目的	」(使い	みち)】	□に	チェッ	クをし	て、必要	要な項	目を記入して	ください。				•
			相続□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	・免許 (亡 亡くなっ	こくなっ た方のと	ト 口戸の他(た方の氏名 出生から死亡 E亡記載のあ	名: まで oる戸		音が必要	į	届) 続柄が	□登記) ぶ分かるもの	□車の)	登録・	廃車・	名義変更	
		,	-	その他()							
	特に記載が必要な事項			事項													

郵便による戸籍証明書等の請求方法

戸籍謄抄本(全部事項証明・個人事項証明)、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地での発行となります。

① 戸籍証明書等交付請求書(郵送用)

・記載内容によっては電話確認を要する場合がありますので、請求者の連絡先欄には、携帯電話 や勤務先など昼間の時間に必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。

② 手数料

- 手数料の金額は次のページまたは請求書をご覧ください。
- ・手数料は定額小為替、普通為替(いずれもゆうちょ銀行で購入)または現金でご用意ください。 現金でご用意いただく場合は、現金書留でお送りください。なお、おつりが発生する場合は定 額小為替または切手での返金となりますのでご了承ください。
- ・定額小為替及び普通為替の有効期限は発行日から6ヶ月ですが、郵便事情等による遅延や換金 手続きの都合上、**発行日から5ヶ月と20日を超えないものをご用意ください**。本市到達時に 発行日から6ヶ月を経過している場合は、申請書一式を返送させていただくことがあります。

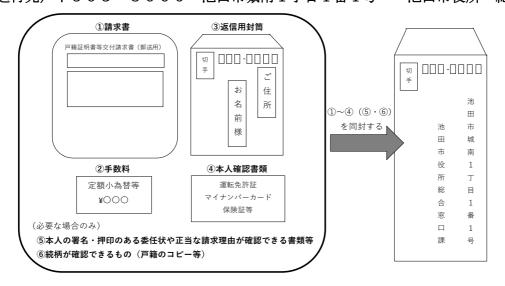
③ 返信用封筒

- ・返送先の宛名を明記のうえ、郵便切手を貼ってください。(戸籍構成員が多い場合や申請通数 が複数の場合は、郵便切手を少し多めに入れてください。)
- ・返送先は申請者の住民登録地のみとなります。
- ・請求されてからお手元に届くまで、郵便の往復の配達日数を加えれば10日~2週間が目安と考えられます。(年末年始の休日及び5月の連休などの特別な祝日等が続く場合を除く。また郵便事情により遅延が発生する場合もあります。)日数に余裕をもってご請求いただくか、お急ぎの方は速達等をご利用ください。(速達の場合は、返信用封筒に「速達」と赤字記載した上で、別途速達料金が必要です。)
- ・まれに郵便事故が発生することがあります。郵便事故に関しての責任は負いかねますので、必要に応じて特定記録郵便・簡易書留郵便等をご利用ください。その際は、返信用封筒に「特定記録」「簡易書留」と赤字記載し、必要分の切手を貼ってください。

④ 請求者の本人確認書類の写し

- ・有効期限内の運転免許証・健康保険証・住民基本台帳カード(写真有)・マイナンバーカード(個人番号カード)等の写しで、現住所の記載があるものをご用意ください。(マイナンバーカードは写真貼付面をコピーしてください。)
- ⑤ (本人・配偶者・直系尊属卑属以外の方が請求する場合のみ)本人の署名・押印のある委任状や正 当な請求理由が確認できる書類等
 - ・使いみちによっては交付できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
- ⑥ (請求する戸籍に記載のない方が請求する場合) 続柄が確認できるもの(戸籍のコピー等)
- ⑦ 上記①~④(⑤・⑥)を封筒に入れて、池田市役所総合窓口課にご請求ください。

(送付先) 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総合窓口課



手数料について

戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)	1通450円					
除籍、原戸籍謄抄本	1通750円					
戸籍、改正原戸籍の附票	1通300円					
独身証明書	1通300円					
白,八ミエ四寺	1通1事項300円					
身分証明書	1通2事項600円					
☆ 珊訂明書	1通350円					
受理証明書	(賞状様式は1通1,400円)					

※手数料は市町村によって異なる場合がありますので、本籍地に確認の上ご請求ください。

戸籍の電算化について

池田市は平成21年2月7日に戸籍を改製(コンピュータ化)しました。

これに伴い、平成21年2月7日以前に婚姻・死亡などで除籍になっている方や、離婚などの事項は 現在の戸籍には記載されません。よって、相続などで親族関係を証明したいときは、改正原戸籍が必要 となることがあります。

また、戸籍の附票も電算化されたため、平成21年2月7日以前の住所の履歴は現在の附票には記載されません。車の廃車手続等でさらに過去の住所の履歴が必要な場合は、改正原附票も必要となります。 どのような戸籍・附票を請求すべきか不明な場合はお問い合わせください。

問い合わせ先

池田市 総合窓口課 072-754-6243 (直通)(土日祝及び年末年始を除く平日8時45分~17時15分)

偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、過料に処せられます。